



山形県公報

令和3年10月22日(金)
第249号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(森林ノミクス推進課) ……1039

告 示

- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……1040
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1041
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

教育委員会関係

規 則

○押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則……………1042

訓 令

○押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令……………1045

公 告

- 令和3年度山形県准看護師試験の実施……………(医療政策課) ……1048
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 一般競争入札の中止……………(会計局) ……1049

正 誤

規 則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第76号

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成15年9月県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第1条中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(」に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年10月22日から同年11月5日まで縦覧に供する。

令和3年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字京塚字牛潜山3783番1から 同 3727番1まで	旧	27.0メートル } 23.0	40メートル
同 上	新	45.0メートル } 23.0	同 上

山形県告示第813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年10月22日から同年11月5日まで縦覧に供する。

令和3年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字牛潜山3783番1から
同 3727番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年10月22日

山形県告示第814号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、金山町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
最上郡金山町大字金山地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年9月1日から令和4年1月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量）

山形県告示第815号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町東滝地内

- 2 公共測量を実施する期間
令和3年10月18日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第816号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町金目地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年10月18日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第817号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
酒田市浜中地内から鶴岡市本郷地内まで（赤川流域）
- 2 公共測量を実施した期間
令和3年6月7日から同年9月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第818号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	"	赤湯支店	南陽市赤湯779番地の 1	を
	"	宮内支店	" 宮内2539番地の 1	

"	南陽支店	南陽市赤湯779番地の 1	に改める。
---	------	------------------	-------

別表第2中	"	神町支店	" 中央二丁目1番 10号	"	"	を
-------	---	------	------------------	---	---	---

〃	神町支店	〃	中央二丁目1番 10号	〃	〃
〃	宮内支店	〃	南陽市赤湯779番地の 1	〃	〃
〃	赤湯支店	〃	〃	〃	〃

に改める。

別表第5中

南陽市三間通176番地 の1	〃	赤湯支店
-------------------	---	------

を

南陽市三間通176番地 の1	〃	南陽支店
-------------------	---	------

に、

南陽市栲塚1607番地の 4	〃	赤湯支店
-------------------	---	------

を

南陽市栲塚1607番地の 4	〃	南陽支店
-------------------	---	------

に、

南陽市宮内578番地1	〃	宮内支店	
〃	赤湯782番地	〃	赤湯支店

を

南陽市宮内578番地1	〃	南陽支店	
〃	赤湯782番地	〃	〃

に改める。

別表第6中

株式会社 赤湯支店 山形銀行	を	株式会社 南陽支店 山形銀行
-------------------	---	-------------------

に改める。

附 則

この規程は、令和3年10月25日から施行する。

教育委員会関係

規 則

押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年10月22日

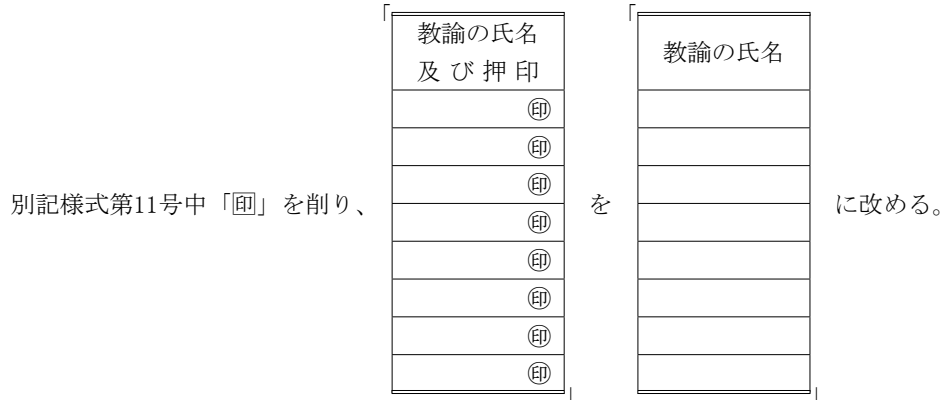
山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第6号

押印等の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員免許状に関する規則（昭和30年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
 第11条第5項「署名押印して」を「記名して」に改める。
 別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第5号及び別記様式第10号中「㊤」を削る。



別記様式第12号中「㊤」を削る。
 別記様式第13号中「㊤」を削る。
 別記様式第14号から別記様式第16号まで及び別記様式第20号の2から別記様式第22号までの規定中「㊤」を削る。
 別記様式第23号及び別記様式第24号中「㊤」を削り、
 「年 月 日」を「年 月 日」に改める。
 別記様式第25号及び別記様式第26号中「㊤」を削る。
 別記様式第27号及び別記様式第28号中「㊤」を削り、
 「年 月 日」を「年 月 日」に改める。
 （学校教育法施行細則の一部改正）

第2条 学校教育法施行細則（昭和32年5月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
 別記様式第5号中「㊤」を削る。
 （学校給食法施行細則の一部改正）

第3条 学校給食法施行細則（昭和33年6月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
 別記様式第1号中「㊤」を削る。
 別記様式第1号別紙中「校長氏名印」を「校長氏名」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「㊤」を削る。
 （山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部改正）

第4条 山形県教育委員会職員被服貸与規程（昭和38年5月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「所属長印」を「所属長確認」に、「被貸与者受領印」を
 「被貸与者受領確認」に、「担当者受領印」を「担当者受領確認」に改め、同様式の備考第3項中「担
 当者受領印」を「担当者受領確認」に改める。

別記様式第2号中「所属長印」を「所属長確認」に、「担当者印」を「担当者確認」に改める。

別記様式第3号中「所属長印」を「所属長確認」に、「受領印」を「受領確認」に、

「担当者受領印」を「担当者受領確認」に改める。

（山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正）

第5条 山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和44年7月県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊤」及び「㊤」を削る。

（山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部改正）

第6条 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和49年12月県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第1号の2、別記様式第3号中、別記様式第5号及び別記様式第7号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県教員の大学院における研修に関する規則の一部改正）

第7条 山形県教員の大学院における研修に関する規則（昭和56年4月県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第4号中「㊟」を削る。

（山形県教育財産管理規則の一部改正）

第8条 山形県教育財産管理規則（昭和60年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号、別記様式第5号、別記様式第6号、別記様式第9号及び別記様式第9号の2中「㊟」を削る。

別記様式第10号、別記様式第12号及び別記様式第13号中「㊟」を削る。

（山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正）

第9条 山形県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年8月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「及び印鑑証明書」を削り、同条第5号中「及び印鑑証明書」を削り、「）並びに」を「）及び」に改め、同条第6号中「及び印鑑証明書」を削る。

別記様式第1号から別記様式第6号の4まで及び別記様式第8号中「㊟」を削る。

（山形県教育委員会聴聞の手続に関する規則の一部改正）

第10条 山形県教育委員会聴聞の手続に関する規則（平成6年10月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第3項中「、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「なければ」に改める。

別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第6号及び別記様式第7号中「（記名押印又は署名）」を削る。

（山形県技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正）

第11条 山形県技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成9年3月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊟」を削る。

（県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第12条 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成9年4月県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第2号中「㊟」及び「㊟」を削る。

別記様式第3号から別記様式第14号まで及び別記様式第16号から別記様式第20号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部改正）

第13条 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則（平成15年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第1号の3までの規定中「申請者 ㊟」を「申請者」に、

「

ふりがな	㊟
氏名	

」を「

ふりがな
氏名

」に改め、㊟を削る。

別記様式第3号中「㊟」を削る。

別記様式第5号中

.....	㊟
-------	---

 を

.....

 に改め、㊟を削る。

別記様式第8号及び別記様式第9号中「㊟」を削る。

（指導改善研修に関する規則の一部改正）

第14条 指導改善研修に関する規則（平成20年3月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「

--

印」を「

--

」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「

㊦

」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

訓 令

山形県教育委員会訓令第3号

庁 中
教 育 機 関

押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和3年10月22日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 間 裕 晃

押印等の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 山形県教育委員会公印規程（昭和38年8月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号の2中「

㊦

」を削る。

別記様式第4号中

受領者職氏名	受領印

を

受領者職氏名

に改める。

別記様式第5号中

使用者職氏名	印

を

使用者職氏名

に改める。

別記様式第6号から別記様式第8号までの規定中「

㊦

」を削る。

(山形県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第2条 山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第2項中「記載し、押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第8条第1項中「記載して自ら押印し」を「記載し」に改める。

第10条第2項中「記載し、押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

別記様式第2号中「

㊦

」を削る。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第3号中「㊟」を「」に改める。

別記様式第4号中「㊟」及び「㊞」を削る。

別記様式第4号の2及び別記様式第4号の3中「㊟」を削る。

別記様式第7号中「教育庁総務課長 ㊞」を「教育政策課長」に改める。

別記様式第8号中「㊟」を削る。

別記様式第11号中「㊞」を削る。

別記様式第12号中「㊟」を削り、同様式の注書第6項中「記入し、私印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第14号、別記様式第14号の2及び別記様式第15号中「㊞」を削る。

別記様式第16号中「㊟」を削り、同様式の注書第7項中「記入し、私印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第18号及び別記様式第18号の2中「㊞」を削る。

別記様式第18号の3中「㊟」を削り、同様式の注書第6項中「記入し、私印を押印する」を「記入する」に改める。

別記様式第18号の4から別記様式第20号まで、別記様式第22号及び別記様式第22号の2中「㊞」を削る。

別記様式第22号の4及び別記様式第22号の5中「㊟」を削る。

別記様式第23号及び別記様式第24号から別記様式第26号までの規定中「㊞」を削る。

別記様式第28号及び別記様式第28号の2中「㊟」を削る。

別記様式第29号、別記様式第30号中、別記様式第32号から別記様式第33号の3まで及び別記様式第38号中「㊞」を削る。

別記様式第38号の2中「㊞」及び「㊟」を削る。

（山形県立学校職員服務規程の一部改正）

第5条 山形県立学校職員服務規程（平成2年3月県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

別記様式第2号、別記様式第4号から別記様式第10号まで、別記様式第12号、別記様式第14号及び別記様式第15号中「㊟」を削る。

別記様式第16号及び別記様式第17号中「㊟」及び「㊞」を削る。

別記様式第18号から別記様式第20号まで、別記様式第24号及び別記様式第25号までの規定中「㊟」を削る。

（山形県教育委員会職員倫理規程の一部改正）

第6条 山形県教育委員会職員倫理規程（平成19年11月県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

（山形県教育委員会公文書管理規程の一部改正）

第7条 山形県教育委員会公文書管理規程（令和2年4月山形県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「受領印」を「署名」に改める。

別記様式第2号中「確認印」を「確認者」に、「受領印」を「受領者」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和3年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和3年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年2月15日（火） 午後1時30分から午後4時まで
- (2) 場 所 山形市上柳260番地
公立大学法人 山形県立保健医療大学

2 受験手続

受験願書を令和3年11月15日（月）から同月30日（火）までの間に山形市松波二丁目8番1号健康福祉部医療政策課に提出すること（郵送の場合は、令和3年11月30日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、健康福祉部医療政策課（電話023(630)2258）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに酒田市役所において令和4年2月22日まで縦覧に供する。

令和3年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品 酒田東両羽店
酒田市東両羽町106-4 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地

代表取締役 河内 伸二

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年6月6日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,487平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 58台
- (2) 駐輪場の収容台数 32台
- (3) 荷さばき施設の面積 60平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 9立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 開店時刻 午前9時
ロ 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

7 届出年月日

令和3年10月5日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和4年2月22日までに知事に提出することができ

る。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

令和3年10月1日付け県公報第243号で公告したレーザー加工機（鶴岡工業高校）の調達に係る一般競争入札については、令和3年10月14日をもって中止した。

令和3年10月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 3. 10. 15	第247号	1015	7	農村整備事業	農地整備事業

令和3年10月22日印刷
令和3年10月22日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県